

令和 2 年 度

教 育 行 政 執 行 方 針

美唄市教育委員会

目 次

1	はじめに	1
2	学校教育	2
3	社会教育	13
4	む す び	18

1 はじめに

令和2年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

近年の急速な高齢化、人口減少、少子化、情報化、国際化等の予想を超える社会変化や、グローバル化が一層進化し、ソサエティ5.0の超スマート社会の到来を見据える中で、教育の果たす役割は極めて重要であります。

小学校では、令和2年度から、中学校は令和3年度からそれぞれ完全実施される新学習指導要領では、子どもたち一人一人が未来の創り手となる資質・能力を、社会と連携・協働しながら進めていく「社会に開かれた教育課程」の実現を目指しています。

また、学校の教育課程においては、主体的・対話的で深い学びの実現などにより、将来を担う子どもたちに、確かな学力はもとより、健やかな体、豊かな心を身につけ、生きる力を育むことが求められています。

生涯学習においては、市民の皆さんが、生涯にわたって学び続け、その学びを享受し、まち全体の活気へと繋がるよう、社会状況に対応した多様な生涯学習機会の提供が必要となっています。

教育委員会といたしましては、「地域に根差し、暮らしに学ぶ」という視点で、地域の豊かな自然環境や歴史、文化を活かした教育を推進し、ふるさとに誇りと愛着を持った人間性豊かな子どもたちの育成を目指すとともに、市民の皆さんが自ら学び、活動できる生

涯学習を推進してまいります。

また、生涯学習により、培った力を子どもたちの学びに生かしてもらうなど、学校教育と社会教育とが連携して、地域総がかりで子どもを育てる環境づくりを進めてまいります。

令和2年度の本市の教育行政については、以上の基本的な考え方にに基づき、学校教育と社会教育の推進を両輪としながら、新学習指導要領や美唄市教育大綱の基本理念に沿って、教育の一層の振興と充実に向けて、市長部局と連携を図り、各分野の施策を全力で取り組んでまいります。

2 学校教育

はじめに、学校教育について申し上げます。

幼児教育の充実

一点目は、「幼児教育の充実」についてであります。

幼児教育においては、幼稚園・保育所・認定こども園等において営まれています。どこにおいても常に子どもを中心に考え、子どもにとって幼児期にふさわしい生活の中で、発達段階に応じた必要な体験を積み重ねていくことが大切です。

改訂された国の幼児教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、特別支援学校幼稚部教育要領では、5歳児修了時の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共通化が図られたほか、

小中学校の学習指導要領や特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の改訂により、幼児期の終わりまでに育って欲しい姿を踏まえた小学校入学当初における

「スタートカリキュラム」の充実や、障がいのある児童生徒についての特別支援教育の充実など、初等中等教育の一貫した学びの充実が求められています。

このため、幼稚園等と小学校との接続に関する相談や指導・研修などを担当する職員を新たに配置し、市長部局と連携を図りながら、幼児教育の一層の充実を図ってまいります。

確かな学力の育成

二点目は、「確かな学力の育成」についてであります。

令和２年度より小学校、令和３年度から中学校において、それぞれ完全実施される新学習指導要領では、子どもたちが、様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開いていくために必要な資質・能力を身に付けることができるよう、各学校において、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」の実践が求められています。

このため、市内小中学校において「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」の結果を分析して、教育課程の検証改善サイクルを確立する取組を推進するとともに、指導主事等の訪問を通じて専門的助言の授業への反映のほか、校長・教頭や教職員により構成さ

れる学力向上プロジェクトチームが作成した「確かな学力育成プラン」を活用した授業改善の取組など、その具現化に向けて管理職のリーダーシップのもと、全校が一丸となって取り組んでまいります。

これら授業改善に必要とされる教育環境について、小学校においては、平成31年度に、電子黒板・タブレット端末に加え、一部の教科にデジタル教科書を導入し、令和2年度は、中学校において「児童生徒1人1台コンピュータ」の実現を見据えた施策のパッケージであるGIGAスクール構想に基づく国の補助制度を活用し、校内通信ネットワークの整備やコンピュータの整備を行い、ICT機器を効果的に活用し、新学習指導要領に示される教育の情報化に対応した取組を推進してまいります。

外国語活動・英語教育については、グローバル社会を見据え、児童生徒が英語で日常的なコミュニケーションが図られるよう、小学校では英語担当教員の巡回指導や外国語指導助手と英会話を体験する取組を行うほか、中学校では、英語担当教員や外国語指導助手とともに英語力向上に向けた授業改善の取組を進めます。

特に小学校教員については、様々な研修等を活用し外国語活動等の指導力と英語力の向上を図ってまいります。

各学校が長期休業中や放課後に実施する補充的な学習サポート等については、引き続き、本市の教育支援

ボランティアや退職校長会などの協力を受け、実施してまいります。

学校と家庭との連携では、「家庭学習の手引き」の継続活用のほか、各中学校区のテスト期間中に、幼・小・中・高と一緒に取り組む「美唄市家庭学習強化週間」など、家庭と連携して、望ましい生活習慣と家庭学習の習慣化に努めてまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進については、安全・安心な学校給食の提供やふるさと給食、教室での食育の取組とあわせ、子どもたちが農地に足を運び、体験的に農業や食の大切さなどを学ぶグリーン・ルネサンス推進事業を継続しながら、キャリア教育として、仕事への関心を高めてまいります。

複式学級がある南美唄小学校については、社会科や理科等の授業の充実を図るため、引き続き、学習支援員を配置し、支援を継続してまいります。

市内道立高等学校との連携については、高等学校施設を活用した中学校との授業交流を深めるほか、小中高が連携した学習会、市内中学生の1日体験入学や部活動の交流など、引き続き、学校が行うPR活動やキャリア教育活動などに対する支援を行ってまいります。

小中学校の適正配置

三点目は、「小中学校の適正配置」についてであります。

少子化の傾向が続き、南美唄小学校については、令

和3年3月末に閉校し、同年4月1日に東小学校と統合することについて、保護者並びに地域の皆さんと合意したことから、両校で構成する統合準備委員会と連携し、子どもたちが戸惑いなく、期待や希望を持って学校生活が送れるよう教育環境の課題整理に努めてまいります。

また、南美唄小学校の閉校により、複式校の解消が図られることから、更に、質の高い教育環境を確保するため、小中一貫校や義務教育学校について、導入に向けた協議・検討を進めるなど、小中学校と一体となった生涯学習センター構想の検討を進めてまいります。

豊かな心の育成

四点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

児童生徒の豊かな心を育成するためには、豊かな情操や社会生活を送る上で欠かせない規範意識、自他の生命の尊重や自尊感情、他者への思いやりなどを育むことが求められています。

このため、発達段階に応じて、社会奉仕体験活動や自然体験活動、読書活動などの体験活動を通じ、ルールやマナーを身に付けさせるとともに、互いを尊重し合うやさしさと思いやりの心を育ててまいります。

また、「特別な教科 道徳」については、各学校の道徳教育推進教師が中心となり、校内研修等の中で指導方法の共通理解を図りながら「考え、議論する道

徳」を実践し、命の大切さや道徳的な価値や問題に向き合い、児童生徒が自ら気づくよう、引き続き指導の充実に努めてまいります。

不登校児童生徒の対策については、引き続き、常勤のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を密にするほか、美唄市生徒指導交流会議の月例開催や適応指導教室への入級の働きかけを早期に行うなど、個別の児童生徒の状況に応じた学校復帰に繋げる取組を、より一層充実させてまいります。

いじめの対応については、「美唄市いじめ防止基本方針」に基づき対応するとともに、各学校が実施する定期的な調査や教育相談、「仲間づくり子ども会議」の実施を通じて未然防止・早期発見に努め、いじめの疑いがある場合には、特定の教職員が抱え込むことなく、組織的かつ速やかに対応するよう、各学校への指導を徹底してまいります。

近年、スマートフォンやSNSを使って、失敗をしたことがある児童生徒が増加傾向にあることから、北海道教育委員会や民間企業が作成した啓発パンフレットを活用するとともに、情報モラル教室を実施するほか、美唄市PTA連合会と連携し、市内統一ルール「美唄市小中ネットスマホルール」を作成して、啓発を進めてまいります。

学校や家庭における体罰・虐待については、如何なる場合も教職員による体罰は、児童生徒の人権や人格を侵害する行為であるとともに、学校教育法において

厳に禁止されているものであり、いかなる理由があっても、絶対に許されるものではないという基本認識を全ての教職員が自覚し、体罰の防止が図られるよう学校長に指導してまいります。

また、家庭内での虐待については、防止・根絶に向けて、学校、市長部局担当部署及び児童相談所等と連携し対応してまいります。

登下校時などの安全対策については、地域の皆様のご協力をいただき、登下校の見守りや交通安全指導、通学路の安全点検を行うほか、学校安全マップを更新するとともに、学校では、外部からの侵入者等への対策として、警察のご協力をいただき、防犯訓練等を実施してまいります。

また、中央小学校において、防災教育の一環として、北海道の協力を得ながら、授業の中に防災要素を取り入れ、児童が防災について考える「1日防災学校」を引き続き、実施いたします。

健やかな体の育成

五点目は、「健やかな体の育成」についてであります。

健やかな体の育成については、自らの健康を育む、安全を確保するための基礎的な知識の習得とその実践が重要であることから、朝食の摂取や睡眠時間など、正しい生活習慣を身に付けるため、家庭と連携して、啓発と指導に努めてまいります。特に、食生活の乱れは、肥満や痩身、体力の低下や学力の低下にも関係す

ることから、栄養教諭による食に関する指導を通して、望ましい食習慣の確立や栄養バランスのとれた食生活を促してまいります。

学校給食については、食育を推進するための「生きた教材」であることから、給食を通じて、食の重要性や楽しさ、食に関する正しい知識などの定着を図るとともに、ふるさと給食事業による学校給食の質の充実に努めるほか、食物アレルギーの対応については、学校での保護者との面談や診断書等に基づき、適切に対応してまいります。

また、研修等を通じ、安全性と衛生管理を徹底し安全・安心な給食を提供してまいります。

体力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣調査」の結果では、本市の児童生徒は、全国平均とほぼ同様ですが、一部の学年がやや低い状況となっていることから、全学年で運動に親しむ意識の醸成を図り、体力の向上に繋げるとともに、調査結果を分析して体育の授業改善や活動の充実に努めるほか、縄跳びや持久走など「一校一実践」の継続的な取組を通じて運動習慣の確立に努めてまいります。

歯の健康については、美唄歯科医師会のご指導・ご協力をいただきながら、幼小フッ化物洗口推進事業を継続実施し、虫歯の予防に努めてまいります。

薬物乱用防止教育や防煙教育に関する指導については、警察署や医師会などの関係団体のご協力をいただき、子どもたちの正しい判断力と行動力を育ててまい

特別支援教育の充実

ります。

六点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育については、一人一人の状況に応じた指導内容や指導方法を工夫するとともに、長期的な視点に立って幼児期から中学校を卒業するまでの一貫した支援を行うことが重要です。

このため、切れ目のない一貫した教育が行われるよう、個別の指導計画の作成・活用はもとより、特別支援教育支援員の効果的な活用を図ってまいります。

また、専門家チームによる巡回相談のほか、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関と各学校の特別支援教育コーディネーターと連携するとともに、教職員の資質向上を図るための研修の実施など、特別支援教育の充実に努めてまいります。

信頼される学校づくり

七点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

地域に開かれ信頼される学校を実現するため、学校では、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携・協力していくことが求められています。それと同時に、保護者や地域住民が、学校と共に地域の教育に責任を負うとの認識の下、学校運営に積極的に協力していくことも重要であります。

このため、学校を核とした、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう「コミュニティ・スクール」の活動を通じて、家庭や地域が学校運営の基本方針や「学校や地域課題」などを共有し、学校長のリーダーシップのもと、地域の方々の幅広い参画による学校運営の改善・充実や、地域づくりに繋げるよう取り組んでまいります。

また、各学校のホームページを作成支援するためのシステムを導入し、学校だよりや各種行事などの様子を情報発信し、開かれた学校づくりを進めてまいります。

就学援助制度については、経済的に厳しい世帯に対する支援として重要な役割を担っていることから、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給など、これまでの支援を継続するほか、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費や卒業アルバム代を新たに支給対象に加える就学援助制度の拡充を図ってまいります。

また、広報メロディーや市のホームページなどを通じて、保護者の方に制度の周知徹底を図ってまいります。

全市的な取組といたしましては、学校での子どもたちの様子を多くの市民の皆さんが参観することにより、教育への関心と理解を深めていただくことなどを目的とした美唄市地域一斉参観日を継続実施してまいります。

教職員の不祥事防止に向けては、服務に関する研修

資料を効果的に活用しながら、職場研修や個人面談の一層の充実を図り、法令や服務規律の遵守について、徹底を図ってまいります。

学校における働き方改革については、着実に推進するため、改正「給特法」の規定に基づき、年間勤務時間の上限を定め、教師等の業務量の適切な管理を行ってまいります。また、教職員が在校している時間については、校務支援システムやタイムカードにより客観的に計測できるよう努めるほか、教職員の業務負担の軽減や長時間勤務の縮減については、学校給食費の徴収・管理に係る「公会計制度」の導入について検討してまいります。

部活動については、北海道教育委員会が策定した「北海道の部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、令和元年8月に策定した「美唄市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう配慮し、部活動が持続可能なものとなるよう取り組んでまいります。

教職員の健康管理については、管理職からの声かけや学校での個別相談や人事面談を通じて、教職員の健康・メンタルケアの充実に努めてまいります。

教職員研修の充実

八点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

教職員には、学校を取り巻く新たな教育課題に対応できる力量を身に付けるために、各種研修を積極的に

受講、参加することが大切であることから、学校ごとの課題に対応した校内研修の充実をはじめ、公開研究指定校事業を継続実施し、空知教育センター等が開催する各種研修会への積極的な参加を通じて、専門的知識や技能の習得を図り教職員の資質の向上に努めてまいります。

また、美唄市にある学校（幼保・小・中・高）の教職員対象の美唄市教職員サマーセミナーを開催し、その一コマとして美唄の歴史や産業などを学び、授業等に活かしていくことができるよう「ふるさと美唄研修」等の研修を継続実施してまいります。

学校施設の整備

九点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設については、中央小学校大規模改修工事を引き続き、実施するほか、学校統合に伴い、スクールバス2台を新たに配置いたします。

3 社会教育

次に、社会教育について申し上げます。

青少年の健全育成

一点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

少子化、高度情報化、国際化や消費社会の進展により青少年を取り巻く社会・生活環境が大きく変化していることから、地域との連携・協働等による社会全体

で青少年の健全な育成に取り組み、安全・安心な環境をつくることが重要となっております。

青少年の健やかな成長を支える取組としましては、スポーツ・ダンスなど各種体験教室や優良青少年表彰などを継続するほか、子どもたちを犯罪やインターネット上のトラブルから守り、安全な地域をつくるため、引き続き、学校・家庭・地域・関係団体等と連携し、必要な指導と啓発を行ってまいります。

放課後児童施設については、子どもたちが放課後に安心して過ごせる家庭に代わる生活・成長の場であることから、引き続き、安全・安心な施設の管理運営に努めてまいります。

生涯学習活動の充実

二点目は、「生涯学習活動の充実」についてであります。

市民の皆さんが、地域に根ざし、生涯にわたって学び続け、その学びの成果をまちづくりに活かせるよう、多様な生涯学習機会の提供が必要となっております。

このため、地域の人材等が相互に連携して、地域資源を活用した生涯学習機会として（仮称）市民カレッジなどの講座を実施するとともに、生涯学習関連情報の収集・提供に努めてまいります。

また、地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくりの一環として、市民の皆さんが、地元美唄の歴史に興味を持って郷土の歴史を伝えることができるよう、郷土史

料館の収蔵資料とあわせ郷土史料の収集・分析を行い、収蔵資料の有効活用を図るとともに、郷土史料などを活用しながら、美唄の子どもたちに、住んでいるまち「美唄」に誇りと愛着を育むことや、市民の皆さんと一緒に、美唄の歴史や美唄の良さの再発見に繋げる活動などを進めてまいります。

こうした取り組みの推進にあたり、だれもが郷土史料館を利用しやすい環境とするため、無償化を図ってまいります。

図書館については、市民の皆さんが読書活動を広げ、深めることができるよう、蔵書の充実を図るとともに、指定管理者の創意工夫による企画展示や宅配サービス、インターネット予約サービスなど、指定管理者と連携を図りながら利用しやすい図書館づくりに努めてまいります。

子どもの読書活動については、幼児期から本に親しむ機会を提供するために、ブックスタート事業や本の読み聞かせなどを継続するほか、学校配本事業等により、子どもの読書習慣を育成する環境づくりを進めてまいります。

文化芸術の振興

三点目は、「文化芸術の振興」についてであります。

文化・芸術の振興については、文化活動団体等との連携を図り、市民文化祭をはじめとするイベントを開催するほか、文化活動団体等の情報を収集・提供する

ことで横断的な交流を促し、市民の皆さんに文化・芸術に参加する機会と触れる機会の充実に努めてまいります。

公民館・市民会館については、市民の皆さんの相互の交流や文化活動の充実に繋がるよう利用促進に努めてまいります。

安田侃彫刻美術館 アルテピアッツァ美唄については、美術館の魅力を市内外に発信するとともに、文化芸術交流などが促進されるよう、指定管理者と連携を図りながら、適切な管理運営に努めてまいります。

文化財の保護

文化財については、先人たちの生きてきた証であり、本市の歴史と文化を知る大切な財産であることから、有形文化財である美唄屯田兵屋等については、現状保存に努めるとともに、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保存会との連携を図ってまいります。

また、日本遺産登録の構成文化財である旧栄小学校、塹坑櫓（たてこうやぐら）、人民裁判の絵、旧東明駅舎及びS Lについては、保全の手法の検討や整備等に生かしていくための調査を行います。

なお、旧東明駅舎及びS Lについては、駅舎の屋根改修やS Lの車体塗装などの改修を行うための財源確保の手法としてガバメントクラウドファンディングに取り組み、令和3年度の改修に向けて、広く寄付を募ってまいります。

社会教育施設の整備

五点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

社会教育施設については、市民の皆さんの自主的、積極的な活動の場として、安全で快適に供することができるよう適切な管理運営に努めてまいります。

そのため、市民の皆さんが利用しやすい適切な施設の管理運営について指定管理者と連携し、施設の維持管理を図ってまいります。

また、市民会館については、老朽化した屋内消火栓の改修を行うほか、郷土史料館については、通年開館に向けて施設整備を行ってまいります。

生涯スポーツの振興

六点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、運動やスポーツを通じて市民の皆さんが生涯にわたって健康で生き生きと暮らすことができるよう各種スポーツ教室や大会開催などを通じて、生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

こうした環境づくりや事業等の推進にあたっては、スポーツ推進委員会をはじめ、美唄市スポーツ協会や関係団体等と連携・協働しながら進めてまいります。

スポーツ合宿の誘致

七点目は、「スポーツ合宿の誘致」についてであります。

スポーツ合宿の誘致については、市内にあるスポーツ施設を活用した合宿の受入れを行うとともに、クライミング競技を中心に国内競技団体に関する情報収集やPR活動を継続しながら、誘致に向けて取り組んでまいります。

スポーツ施設の整備

八点目は、「スポーツ施設の整備」についてであります。

スポーツ施設については、安全で快適な利用環境を整えるため、指定管理者と連携し、施設の適切な維持管理を図ってまいります。

また、総合体育館については、アリーナの照明をLED化し、災害時の対応として非常用自家発電機を整備するほか、トレーニング室のランニングマシンを更新してまいります。

4 むすび

以上、令和2年度の教育行政における主要な方針について申し上げます。

加速度的に社会変化が進む中で、将来を担う子どもたちが、変化の激しい時代の中であっても、様々な困難を乗り越え、豊かな人生を切り開いていくための力を身に付ける「生きる力」を育むことが求められています。

また、生涯学習では、生涯を通じて積極的に楽しく

生涯学習に取り組み、自分の住む地域の様々な課題を自らのこととして捉え、学習で得た知識や経験を地域の活性化や子どもたちの成長に生かしていくことが求められています。

教育委員会としては、学校教育と社会教育の推進を両輪としながら、学校、家庭、地域の連携・協働を一層深め、地域総がかりで、子どもたちが未来社会に力強く生きていく力を育んでいくために、全力で取り組んでまいります。

市民の皆さん及び市議会議員の皆さんのご理解とご協力を心からお願い申し上げます。